

議案第 17 号

調布市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

平成 30 年 3 月 1 日

提出者 調布市長 長 友 貴 樹

提案理由

高齢者の医療の確保に関する法律の一部改正に伴い、保険料を徴収すべき被保険者の範囲を改めるとともに所要の改正を行うため、提案するものであります。

調布市条例第 号

調布市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例

調布市後期高齢者医療に関する条例（平成20年調布市条例第2号）の一部を次のように改正する。

第3条第2号中「第1項」を「第1項（法第55条の2第2項において準用する場合を含む。）」に、「同項」を「法第55条第1項」に改め、同条第3号中「第1号」を「第1号（法第55条の2第2項において準用する場合を含む。）」に改め、同条第4号中「第2号」を「第2号（法第55条の2第2項において準用する場合を含む。）」に、「行った同号」を「行った法第55条第2項第2号」に改め、同条に次の1号を加える。

- (5) 法第55条の2第1項の規定の適用を受ける被保険者であって、国民健康保険法（昭和33年法律第192号）第116条の2第1項及び第2項の規定の適用を受け、これらの規定により市内に住所を有するものとみなされた国民健康保険の被保険者であった被保険者
附則第2条を削り、附則第3条を附則第2条とする。

附 則

この条例は、平成30年4月1日から施行する。